

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第十五号

##### 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」の下に「広島県緊急雇用対策基金条例」を加え、「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。

附則第三項中「改正前の」の下に「広島県緊急雇用対策基金条例」を加える。

附則に次の一項を加える。

- 4 附則第二項に規定する事業に要する基金の一部に相当する額を国に納付するとき、広島県緊急雇用対策基金条例第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。